

次期定山溪観光魅力アップ構想検討会議設置要綱

(令和6年6月10日 観光・MICE 担当局長決裁)

(目的)

第1条 (仮称)次期定山溪観光魅力アップ構想の策定にあたり、幅広い市民の意見と各分野の専門的な見識を反映させ、より有効性の高い構想を策定することを目的として、次期定山溪観光魅力アップ構想検討会議(以下、「検討会議」という。)を設置する。

(組織等)

第2条 検討会議は、9名の委員で組織する。

2 委員は、有識者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充できることとし、任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第4条 検討会議の事務局を、札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課に置く。

2 事務局には事務局長を置き、経済観光局観光・MICE 推進部長をもって充てる。

3 事務局長に事故のあるときは、あらかじめ事務局長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、事務局長が召集する。

2 会議録は発言者の氏名を含めてこれを公開する。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、事務局長は会議を非公開とし、会議録も非公開とすることができる。

(意見の聴取及び資料提出)

第6条 事務局長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、会議において関係者の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員に対して、会議1回の出席につき謝礼として12,500円を支給する。

(専門部会)

第8条 事務局長は、専門的な事項を検討するため、専門部会(以下、「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に参加する者は、事務局長が指名する。

3 部会で検討された事項については、会議において提案することができる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、事務局長が会議

に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、令和6年6月21日から施行する。